

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 22 年 10 月 12 日(火) 号外第 8 6 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（47）（業務効率推進課）・・・・・・・・ 3
- ◇ 人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（16）（給与課）・・・・・・・・ 4

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

新たな公立大学の設立の準備のため、企画部内に新生公立大学設立準備室を新設する。

2 規則の概要

- (1) 企画部内に新生公立大学設立準備室を置き、新たな公立大学の設立の準備に関する事務を所掌させる。
- (2) 施行期日は、平成22年10月13日とする。

# 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第47号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																												
<p>（課及び総室内室並びに内部組織の設置）</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部局等及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課及び総室内室を置き、課及び総室内室に内部組織として同表の第4欄に掲げる係等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部局等</th> <th style="width: 15%;">部内局</th> <th style="width: 20%;">課及び総室内室</th> <th style="width: 50%;">内部組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">企画部</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">青少年担当 高等教育・ 学術振興担当 私学振興担当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">青少年・ 文教課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>新生公立 大学設立 準備室</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>（企画部各課の所掌事務）</p> <p>第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">企画課及び青少年・文教課 略</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>新生公立大学設立準備室</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>新たな公立大学の設立の準備に関すること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">統計課～地域づくり支援局交通政策課 略</p>	部局等	部内局	課及び総室内室	内部組織	略				企画部	略	略	青少年担当 高等教育・ 学術振興担当 私学振興担当	青少年・ 文教課	<b>新生公立 大学設立 準備室</b>	略		略		略				<p>（課及び総室内室並びに内部組織の設置）</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部局等及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課及び総室内室を置き、課及び総室内室に内部組織として同表の第4欄に掲げる係等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部局等</th> <th style="width: 15%;">部内局</th> <th style="width: 20%;">課及び総室内室</th> <th style="width: 50%;">内部組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">企画部</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">青少年担当 高等教育・ 学術振興担当 私学振興担当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">青少年・ 文教課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>（企画部各課の所掌事務）</p> <p>第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">企画課及び青少年・文教課 略</p> <p style="margin-left: 20px;">統計課～地域づくり支援局交通政策課 略</p>	部局等	部内局	課及び総室内室	内部組織	略				企画部	略	略	青少年担当 高等教育・ 学術振興担当 私学振興担当	青少年・ 文教課	略	略		略		略			
部局等	部内局	課及び総室内室	内部組織																																										
略																																													
企画部	略	略	青少年担当 高等教育・ 学術振興担当 私学振興担当																																										
		青少年・ 文教課																																											
		<b>新生公立 大学設立 準備室</b>																																											
略		略																																											
略																																													
部局等	部内局	課及び総室内室	内部組織																																										
略																																													
企画部	略	略	青少年担当 高等教育・ 学術振興担当 私学振興担当																																										
		青少年・ 文教課																																											
		略																																											
略		略																																											
略																																													

附 則

この規則は、平成22年10月13日から施行する。

# 人 事 委 員 会 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月12日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

## 鳥取県人事委員会規則第16号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	略 課長（衛生環境 研究所及び農業 大学校の課長を 除く。） 防災局の副局長 防災局防災チー ムのチーム長 防災局危機管理 チームのチーム 長 防災局消防チー ムのチーム長 副本部長 名古屋本部の本 部長 行財政改革局職 員人材開発セン ターの所長及び 次長 <u>新生公立大学設 立準備室の室長</u> 文化観光局の副 局長 子育て支援総室 の総室長 衛生環境研究所	3種	知事の 事務部 局	本庁	略 課長（衛生環境 研究所及び農業 大学校の課長を 除く。） 防災局の副局長 防災局防災チー ムのチーム長 防災局危機管理 チームのチーム 長 防災局消防チー ムのチーム長 副本部長 名古屋本部の本 部長 行財政改革局職 員人材開発セン ターの所長及び 次長  文化観光局の副 局長 子育て支援総室 の総室長 衛生環境研究所	3種

	<p>の所長及び次長 砂丘事務所の所長 くらしの安心局消費生活センターの所長 商工政策室の室長 農業大学の校長、次長及び部長 森林・林業総室の総室長 農林総合研究所企画総務部の部長 農林総合研究所企画総務部技術普及室の室長 農林総合研究所農業試験場の場長 農林総合研究所園芸試験場の場長及び次長 農林総合研究所畜産試験場の場長 農林総合研究所中小家畜試験場の場長 農林総合研究所林業試験場の場長 総括検査専門員企画調整幹（人事委員会が承認したものに限る。） 略</p>		<p>の所長及び次長 砂丘事務所の所長 くらしの安心局消費生活センターの所長 商工政策室の室長 農業大学の校長、次長及び部長 森林・林業総室の総室長 農林総合研究所企画総務部の部長 農林総合研究所企画総務部技術普及室の室長 農林総合研究所農業試験場の場長 農林総合研究所園芸試験場の場長及び次長 農林総合研究所畜産試験場の場長 農林総合研究所中小家畜試験場の場長 農林総合研究所林業試験場の場長 総括検査専門員企画調整幹（人事委員会が承認したものに限る。） 略</p>
略	略	略	略

附 則

この規則は、平成22年10月13日から施行する。